

証券コード 2425

平成25年6月7日

株 主 各 位

東京都大田区新蒲田三丁目15番7号
株式会社ケアサービス
代表取締役社長 福 原 敏 雄

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月22日（土曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月24日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都大田区大森北一丁目6番16号
大森東急イン 5階 「フォレストルーム」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。）
3. 目的事項
報告事項 第22期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.care.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度においては、これまでの当社の歩みの中で大切にしてきた考え方や価値観に立ち戻るため、企業理念を刷新いたしました。この新しい企業理念「私たちは、お客様一人ひとりの尊厳に共感したサービスを提供します」「私たちは、全従業員とその家族の幸せを追求します」の具現化を目指し、サービス提供方法の大幅な見直しと「働きがいのある仕組み」「チャレンジできる仕組み」を構築する新しい人事評価制度の導入準備に着手いたしました。

また、当事業年度における当該市場は、総人口に占める65歳以上の人口が23%を超え超高齢社会を迎えた我が国の現状と終活（人生の終わりをより良くするための活動）を身近に考えるようになった昨今の状況の中で、単なる介護ビジネスの垣根を越えて、人生の終焉まで寄り添うライフエンディング産業の担い手となるべく、事業を発展させていくことで、当社の収益機会は拡大していくものと考えております。

このような状況のもと、介護サービスの需要は高まっております。介護事業各社は、平成24年4月の改正介護保険法の施行による法改正に対しての取り組みを進めてまいりました。当社も、既存事業の強化及び業務効率化に加え、法令遵守の徹底及びサービスの向上を図るため、体制の見直しを行い、お客様一人ひとりの尊厳に共感したサービスの提供に努めてまいりました。併せて、既存事業所の稼働率・利用率を高めるため、新規利用者の獲得とサービスの向上にも努めてまいりました。そして、デイサービス・訪問入浴・居宅介護支援・訪問介護・福祉用具貸与・特定福祉用具販売・エンゼルケア・ハウスクリーンのシナジー効果を活用して、首都圏オンラインワン事業者の立場の確立に向け、基盤整備の充実を図り、地域に根ざした取り組み強化をしております。

デイサービスにつきましては、平成24年4月に東京都以外の地域では初のデイサービスの開設となる「デイサービスセンター小新」を新潟市に開

設いたしました。そして、昨年度に続き、東京都ではデイサービスドミナントエリアの拡充を推進するため、平成24年7月に「デイサービスセンター牟礼」を三鷹市に開設いたしました。また、効率的な店舗運営を推し進めるべく平成24年6月に板橋区にある「デイサービスセンター坂下」「デイサービスセンター前野町」を閉鎖し「デイサービスセンター蓮根」として統合し移転開設、平成24年8月に目黒区にある「デイサービスセンター鷹番」を閉鎖し「デイサービスセンター目黒中町」として移転開設、平成24年11月に世田谷区にある「デイサービスセンター奥沢」を閉鎖し「デイサービスセンター東玉川」として移転開設する等、積極的な再配置・定員増を行ってまいりました。さらに、高齢者数の増加に伴って、より一層大きな社会問題化するであろう認知症に対応するため、認知症対応型デイサービスとして、平成24年4月に「デイサービスセンター浜田山」を杉並区に開設しました。既存の認知症対応型デイサービス2事業所ともども取り組みを強化しております。この結果、当事業年度末において東京都及び新潟県の認知症対応型を含むデイサービス施設は51事業所となりました。

一方、訪問入浴は、平成24年4月に「訪問入浴西保木間」を足立区に開設、平成24年11月に「訪問入浴池上」を大田区に開設し、13事業所となりました。

居宅介護支援は、平成24年4月に東京都以外の地域では初の事業所開設となる「ケアプランセンター小新」を新潟市に開設、平成24年10月に「居宅支援尾山台」を世田谷区に開設、平成25年2月に「居宅支援三軒茶屋」を世田谷区に開設し、10事業所となりました。訪問介護は4事業所、福祉用具貸与・特定福祉用具販売は1事業所、サービス付き高齢者向け住宅は3事業所のまま増減はございませんでした。

エンゼルケア事業につきましては、冠婚葬祭業の互助会及び葬儀社と契約を結び、主に湯灌サービス、CDCサービスを提供しております。人間としての尊厳に共感し、お身内の方々との永久の別れの場で感謝を示し、家族の絆を深めあうことが人間として大切であると考え、当社では、エンゼルケア事業を「介護の到達点」と位置付けております。お身内の方々がスタッフと一緒にあってお清め、ご洗髪、お化粧品、旅支度を整える儀式形式のサービスを提供いたしております。取引先である互助会及び葬儀社に、当社サービスをご採用いただき、業績向上に努めてまいりました。エンゼルケア事業は、平成24年4月に「CDC神奈川事業所」を相模原市に開設、平成24年8月に「千葉南事業所」を千葉市に開設し、18事業所となりました。ハウスクリーンについては、1事業所のまま増減はございません。

以上の結果、売上高6,912百万円（前期比5.0%増）となりました。損益面では、営業利益は393百万円（前期比8.4%増）、経常利益は389百万円（前期比10.5%増）、当期純利益は244百万円（前期比76.3%増）となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

| 事業部門            | 前事業年度<br>(自平成23年4月1日<br>至平成24年3月31日) |       | 当事業年度<br>(自平成24年4月1日<br>至平成25年3月31日) |       | 増減      |      |
|-----------------|--------------------------------------|-------|--------------------------------------|-------|---------|------|
|                 | 売上高                                  | 構成比   | 売上高                                  | 構成比   | 金額      | 増減率  |
|                 | (千円)                                 | (%)   | (千円)                                 | (%)   | (千円)    | (%)  |
| 介護事業            | 4,870,321                            | 74.0  | 5,063,876                            | 73.3  | 193,555 | 4.0  |
| エンゼルケア事業        | 1,389,990                            | 21.1  | 1,482,269                            | 21.4  | 92,278  | 6.6  |
| サービス付き高齢者向け住宅事業 | 320,880                              | 4.9   | 366,295                              | 5.3   | 45,414  | 14.2 |
| 合計              | 6,581,193                            | 100.0 | 6,912,441                            | 100.0 | 331,248 | 5.0  |

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は112百万円で、主なものはデイサービス施設の新店及び改修工事であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度は、自己資金により所用資金を賄いましたので、特別な資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得もしくは処分

該当事項はございません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分           | 第 19 期<br>(平成22年3月期) | 第 20 期<br>(平成23年3月期) | 第 21 期<br>(平成24年3月期) | 第 22 期<br>(平成25年3月期)<br>(当事業年度) |
|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)     | 5,505,240            | 6,088,827            | 6,581,193            | 6,912,441                       |
| 経 常 利 益(千円)   | 341,474              | 303,805              | 352,522              | 389,409                         |
| 当 期 純 利 益(千円) | 184,475              | 147,336              | 138,922              | 244,987                         |
| 1株当たり当期純利益(円) | 17,569.10            | 14,032.03            | 13,230.71            | 23,332.16                       |
| 総 資 産(千円)     | 2,183,448            | 2,498,903            | 2,891,289            | 3,118,721                       |
| 純 資 産(千円)     | 608,153              | 734,490              | 852,313              | 1,076,348                       |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はございません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はございません。

## (4) 対処すべき課題

介護関連ビジネス市場は引き続き成長が予想されますが、既存の介護事業者の活動の活発化に加え、他業種からの新規参入等により、競合関係は厳しくなるものと予想されます。

当社においては、このような経営環境に対応し、事業の活性化を図り営業収益を確保すべく、デイサービス・訪問入浴・訪問介護・居宅介護支援・福祉用具貸与・特定福祉用具販売・ハウスクリーン・エンゼルケアまでのシナジー効果を活用し、効率の高い東京23区を中心としたサービス拠点の展開を行い、ドミナントエリアを拡充してまいります。新規事業所出店においては、サービスの質と収益性を重視して進めてまいります。既存事業においては、収益性の改善のために効率的な事業所運営と経費削減に取り組むことが重要な課題と考えております。

また、優秀な従業員の育成・定着のために、人事制度改革を推し進めます。まずは、昨年度から導入準備を進めていた人事評価制度の導入を図ります。採用方針につきましては、従来のパート中心の採用から大学生及び高校生の新卒採用を重視する方針に転換いたしました。賃金制度につきましては、給与体系を見直しするとともに、従業員の生活の安定を目指し、従業員の年収

の上昇、ひいては雇用の安定に努めてまいります。福利厚生面では、平成25年3月に導入した従業員支援プログラム（EAP）の利用を従業員に推奨し、従業員の心身両面の健康管理を行ってまいります。

さらに、当社では、お客様一人ひとりの尊厳に共感したサービスを提供するためには、従業員の意識統一が重要であるとの考えから、昨年度、会社の方向性・考え方をまとめた「ケアサービスフィロソフィ」を作成いたしました。昨年度に引き続き、このフィロソフィのさらなる浸透に取り組んでまいります。

介護事業におきましては、蓄積した運営のノウハウを活用し、デイサービス事業所を中心として、訪問入浴・訪問介護・居宅介護支援・福祉用具貸与・特定福祉用具販売までの一連の介護サービスを有機的に結びつけるシステムを構築してまいります。デイサービスの収益性を安定させるべく、組織・要員体制の確立に取り組んでまいります。また、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるための在宅サービスの拠点の一翼を担うべく、認知症対応型デイサービスの運営・新規開設に努めてまいります。

一方、エンゼルケア事業におきましては、各地域の優良な互助会及び葬儀社と良好な関係の維持・発展を図り、営業基盤の充実を図ってまいります。幅広くお客様のご要望にお応えするために、社内研修による、資格・認定制度により、スペシャリストの育成と技術の向上に一層努めてまいります。

さらに、サービス付き高齢者向け住宅事業におきましては、当面フォーライフ大宮公園第二を満室にすることを第一優先の課題としつつ、デイサービスの東京23区ドミナント戦略をより一層効果的に進めるため、東京23区内への進出も考えてまいります。

今後、当社の介護ビジネスを含めたライフエンディング産業の事業拡大に備えて、それぞれの業務の標準化・効率化を推し進めるとともに、有機的な連携を図ることのできる仕組みの構築を目指してまいります。また、内部統制の整備を通して、社会からさらに厚い信頼を得ることができるよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成25年3月31日現在)

| 部 門               | 主 要 サ ー ビ ス                                                                                                   |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介 護 事 業 部 門       | 介護保険法に基づく通所介護サービス、認知症対応型通所介護サービス、訪問入浴サービス、訪問介護サービス、居宅介護支援サービス、福祉用具貸与サービス、特定福祉用具販売サービス及びこれらの介護予防サービスを提供しております。 |
| エンゼルケア事業部門        | 湯灌サービス、CDCサービス、ハウスクリーンサービスを提供しております。                                                                          |
| サービス付き高齢者向け住宅事業部門 | サービス付き高齢者向け住宅の管理運営並びに特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活サービスを提供しております。                                             |

(6) 主要な事業所 (平成25年3月31日現在)

| 区 分             | 所 在 地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 社             | ○事務所 (東京都大田区)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 介 護 事 業         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○デイサービス<br/>(東京都：大田区8、杉並区7、世田谷区6、板橋区3、足立区3、品川区2、目黒区2、葛飾区2、北区3、練馬区2、江東区1、墨田区2、荒川区1、豊島区1、江戸川区2、西東京市1、三鷹市1)<br/>(新潟県：新潟市1)</li> <li>○認知症対応型デイサービス<br/>(東京都：大田区1、文京区1、杉並区1)</li> <li>○訪問入浴<br/>(東京都：大田区3、杉並区1、世田谷区1、品川区1、豊島区1、板橋区1、練馬区1、足立区1)<br/>(横浜市：港北区1、南区1、鶴見区1)</li> <li>○訪問介護<br/>(東京都：大田区4)</li> <li>○居宅介護支援<br/>(東京都：大田区2、板橋区2、世田谷区3、杉並区1、足立区1)<br/>(新潟県：新潟市1)</li> <li>○福祉用具貸与・特定福祉用具販売<br/>(東京都：大田区1)</li> </ul> |
| エンゼルケア事業        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○湯灌サービス<br/>(山形県1、福島県1、新潟県3、茨城県1、東京都1、神奈川県3、埼玉県1、千葉県3、静岡県1、愛知県1)</li> <li>○CDCサービス<br/>(東京都1、神奈川県1)</li> <li>○ハウスクリーンサービス<br/>(東京都1)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| サービス付き高齢者向け住宅事業 | ○サービス付き高齢者向け住宅<br>(さいたま市：見沼区3)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

(7) 従業員の状況 (平成25年3月31日現在)

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 673名 | 3名増       | 35.6歳 | 4.6年   |

(注) 上記従業員のほか、459名の臨時従業員が在籍しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成25年3月31日現在)

| 借入先           | 借入額    |
|---------------|--------|
| 株式会社横浜銀行      | 317百万円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 161    |
| 株式会社りそな銀行     | 100    |
| 株式会社三井住友銀行    | 93     |
| 株式会社みずほ銀行     | 72     |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 2. 株式の状況（平成25年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 28,800株

(2) 発行済株式の総数 10,500株

(3) 株 主 数 672名

### (4) 大 株 主（上位10名）

| 株 主 名                       | 持 株 数  | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|--------|---------|
| 有 限 会 社 友 愛                 | 4,157株 | 39.59%  |
| 福 原 敏 雄                     | 1,332  | 12.68   |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社         | 360    | 3.42    |
| ケ ア サ ー ビ ス 従 業 員 持 株 会     | 339    | 3.22    |
| 市 村 司                       | 250    | 2.38    |
| 東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社 | 240    | 2.28    |
| 株 式 会 社 太 平 エ ン ジ ニ ア リ ン グ | 240    | 2.28    |
| 大 阪 証 券 金 融 株 式 会 社         | 139    | 1.32    |
| 西 甲 太 郎                     | 130    | 1.23    |
| 川 島 卓 也                     | 105    | 1.00    |

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、平成25年7月1日（月曜日）を効力発生日として、1株につき200株の割合をもって株式の分割をするとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用することを、平成25年4月26日（金曜日）開催の取締役会にて決議いたしました。この株式の分割及び単元株制度の採用により、投資単位は実質的に2分の1になります。

また、この株式分割及び単元株制度の採用に伴い、平成25年7月1日（月曜日）をもって、会社法第184条第2項の規定に基づき当社定款第5条を変更し、発行可能株式総数を5,760,000株とすることを、平成25年4月26日（金曜日）開催の取締役会にて決議いたしました。

### 3. 新株予約権等の状況

該当事項はございません。

### 4. 会社員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成25年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況      |
|----------|-------|-------------------|
| 代表取締役社長  | 福原敏雄  |                   |
| 専務取締役    | 大瀧裕司  | 経営企画本部長兼サポートセンター長 |
| 取締役      | 富澤政信  | 事業統括本部長           |
| 取締役      | 小林航太郎 | 事業企画部長兼第三事業部長     |
| 取締役      | 岩原満   | 経理財務部長            |
| 常勤監査役    | 福島直廣  |                   |
| 監査役      | 藤好優臣  | 藤好公認会計士事務所 所長     |
| 監査役      | 吉田由美子 | 株式会社吉田土経営 代表取締役専務 |

- (注) 1. 監査役藤好優臣及び監査役吉田由美子の両氏は、社外監査役であります。  
監査役藤好優臣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当な知見を有しております。
2. 当社は、監査役藤好優臣及び監査役吉田由美子の両氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 平成25年4月1日付で取締役の地位を次のとおり変更いたしました。  
・富澤政信氏は、取締役から常務取締役に就任いたしました。

#### (2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区分  | 支給人員 | 支給額   |
|-----|------|-------|
| 取締役 | 5名   | 75百万円 |
| 監査役 | 3    | 9     |
| 合計  | 8    | 85    |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成14年6月27日開催の第11回定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成14年6月27日開催の第11回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 上記支給額のうち、社外監査役2名の報酬は5百万円であります。
4. 当社は、平成18年8月31日の取締役会決議により、過年度在任期間を含め、今後、退任役員に対し退職慰労金を支給しないことを決定し、これに伴い「役員退職慰労金規程」も廃止しております。

### (3) 社外役員に関する事項

監査役 藤好優臣氏

- ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該法人等との関係  
監査役藤好優臣氏は、藤好公認会計士事務所の所長を兼務しております。藤好公認会計士事務所と当社は、取引その他特別な関係はございません。
- ② 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会18回のうち12回に出席し、取締役や幹部社員の職務執行状況を確認し、必要に応じて発言を行っております。当事業年度開催の監査役会13回のうち13回に出席し監査体制の強化を図るべく、特に、公認会計士及び税理士として、専門的見地からの発言を行っております。
- ③ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はございません。

監査役 吉田由美子氏

- ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該法人等との関係  
監査役吉田由美子氏は、株式会社古田土経営の代表取締役専務を兼務しております。当社は、株式会社古田土経営の関連法人の税理士法人古田土会計に税務申告書の作成代行業を委託しております。その他特別な関係はございません。
- ② 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会18回のうち13回に出席し、取締役や幹部社員の職務執行状況を確認し、必要に応じて発言を行っております。当事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席し監査体制の強化を図るべく、特に、経営コンサルタント及び社会保険労務士としての経験を活かした、有用な助言を行っております。
- ③ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はございません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称 京都監査法人

平成24年6月25日開催の第21回定時株主総会において、新たに京都監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった三優監査法人は退任いたしました。

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 16百万円     |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16百万円     |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められるとき、または当社にとってより適切な監査体制の整備が必要と判断されるときには、会計監査人を解任または不再任とするための法令に定められた手続きをとる方針であります。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

会計監査人と当社の間には、責任限定契約はしていません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、  
以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員が業務執行において遵守すべき事項を定める「企業理念」、「行動指針」及びそれに基づく日々の行動目標を記した「ケアサービスフィロソフィ」の改定をし、取締役及び従業員へ周知徹底を図り企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底を図っております。なお、「ケアサービスフィロソフィ」は、法令や社会環境等の変化に応じ、随時これを見直してまいります。

内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、経営全般にわたる管理、運営の制度及び業務の遂行状態の適正性と効率性について内部監査を行っております。内部監査に関する事項は、代表取締役社長がこれを行っております。

また、内部統制チームにより、内部統制システムの精度を高めることにより、内部統制の4つの目的である「業務の有効性」「財務報告の信頼性」「法令遵守」「資産の保全」の整備、運用を行い、不正や誤謬防止に努めております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録及び各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書その他取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存しております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務遂行上発生するリスクについては災害時を含む様々な行動基準及び各種業務マニュアルにおいて、その発生時における対応を定め、また、ボイスメール（音声メール）にて緊急連絡体制を敷き、損失の極小化を図っております。

経営戦略に関する意思決定など経営判断に関するリスクについては、取締役会等において十分に議論を尽くし、かつ、必要に応じ外部専門家の意見を徴し、意思決定を行っております。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役会は月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び「取締役会規程」等に定める事項について、機動的に意思決定を行っております。

当社の業務執行上の意思決定は、「取締役会規程」等に定める事項を除き、「職務権限規程」に定める職務権限及び手続きに従って行っております。

**(5) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制**

当社は、監査役が必要とした場合、監査役を補助する従業員を置くものとし、その人選については監査役との間で協議するものとします。

**(6) 監査役を補助すべき従業員の取締役からの独立に関する事項**

監査役を補助すべき従業員の任命、異動、評価及び懲戒については、事前に常勤監査役に報告し、了承を得たうえで行うものとします。

**(7) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席いたしております。「稟議規程」によって決裁された起案文書は、すべて監査役に回付されます。

監査役は、必要に応じて取締役及び従業員から報告を求めることができ、取締役及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告いたします。

**(8) その他監査役を監査が実効的に行われることを確保するための体制**

内部監査部門は、監査の方針・計画等について監査役と事前協議を行い、また監査に関する情報交換を行う等、監査役と緊密に連携しております。

**(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況**

当社は、社会秩序や市民生活の安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業・団体・個人とは、いかなる取引も行わない方針を堅持しております。

代表取締役が命ずる者は、警察及び関連団体等との連携に努めており、引き続き反社会的勢力排除のための社内体制の整備・強化を進めております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はございません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主に対する利益還元を経営上の重要な課題として位置付けております。剰余金の配当等の決定につきましては、中長期的な事業計画に基づき、設備投資及び再投資のための内部資金を確保しつつ、株主に対する安定的な配当を実施することを基本方針としております。

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部              |                  |
|--------------------|------------------|----------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>2,376,584</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>1,554,916</b> |
| 現金及び預金             | 1,165,371        | 買掛金                  | 152,753          |
| 売掛金                | 1,051,006        | 短期借入金                | 300,000          |
| 商品                 | 115              | 一年内返済予定の長期借入金        | 222,185          |
| 原材料                | 3,661            | リース債務                | 52,237           |
| 前払費用               | 63,627           | 未払金                  | 326,523          |
| 繰延税金資産             | 72,447           | 未払費用                 | 122,998          |
| その他                | 20,726           | 未払法人税等               | 145,560          |
| 貸倒引当金              | △370             | 未払消費税等               | 11,972           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>742,137</b>   | 預り金                  | 61,202           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>357,080</b>   | 前受収益                 | 11,714           |
| 建物                 | 306,358          | 賞与引当金                | 132,116          |
| 車両運搬具              | 0                | その他                  | 15,652           |
| 工具、器具及び備品          | 17,149           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>487,456</b>   |
| リース資産              | 33,572           | 長期借入金                | 278,964          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>52,741</b>    | リース債務                | 53,457           |
| ソフトウェア             | 16,966           | 長期未払金                | 51,812           |
| 電話加入権              | 3,390            | 退職給付引当金              | 90,381           |
| リース資産              | 32,384           | その他                  | 12,841           |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>332,314</b>   | <b>負 債 合 計</b>       | <b>2,042,373</b> |
| 投資有価証券             | 759              | <b>純 資 産 の 部</b>     |                  |
| 長期貸付金              | 21,581           | 株主資本                 | 1,076,400        |
| 破産更生債権等            | 829              | 資本金                  | 205,125          |
| 長期前払費用             | 19,993           | 資本剰余金                | 138,075          |
| 繰延税金資産             | 55,503           | 資本準備金                | 138,075          |
| 敷金及び保証金            | 210,907          | 利益剰余金                | 733,200          |
| 会員権                | 15,881           | その他利益剰余金             | 733,200          |
| その他                | 7,689            | 繰越利益剰余金              | 733,200          |
| 貸倒引当金              | △829             | 評価・換算差額等             | △52              |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>3,118,721</b> | その他有価証券評価差額金         | △52              |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>1,076,348</b> |
|                    |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>3,118,721</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目                       | 金 額       |
|---------------------------|-----------|
| 売 上 高                     | 6,912,441 |
| 売 上 原 価                   | 5,777,324 |
| 売 上 総 利 益                 | 1,135,117 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費       | 741,573   |
| 営 業 利 益                   | 393,543   |
| 営 業 外 収 益                 |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金         | 534       |
| 自 動 販 売 機 収 入             | 2,201     |
| 受 取 補 償 金                 | 3,755     |
| 事 業 所 閉 鎖 損 失 引 当 金 戻 入 額 | 3,544     |
| そ の 他                     | 7,010     |
| 営 業 外 費 用                 |           |
| 支 払 利 息                   | 11,689    |
| 和 解 金                     | 8,050     |
| そ の 他                     | 1,441     |
| 経 常 利 益                   | 389,409   |
| 特 別 利 益                   |           |
| 移 転 補 償 金                 | 48,000    |
| 受 取 補 償 金                 | 11,950    |
| 特 別 損 失                   |           |
| 事 業 所 閉 鎖 損 失             | 11,069    |
| 減 損 損 失                   | 6,557     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益           | 431,733   |
| 法 人 税 等                   | 213,092   |
| 法 人 税 等 調 整 額             | △26,346   |
| 当 期 純 利 益                 | 244,987   |

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科       | 目        | 金       | 額 |
|---------|----------|---------|---|
| 株主資本    |          |         |   |
| 資本金     |          |         |   |
|         | 当期首残高    | 205,125 |   |
|         | 当期変動額合計  | —       |   |
|         | 当期末残高    | 205,125 |   |
| 資本剰余金   |          |         |   |
| 資本準備金   |          |         |   |
|         | 当期首残高    | 138,075 |   |
|         | 当期変動額合計  | —       |   |
|         | 当期末残高    | 138,075 |   |
| 資本剰余金合計 |          |         |   |
|         | 当期首残高    | 138,075 |   |
|         | 当期変動額合計  | —       |   |
|         | 当期末残高    | 138,075 |   |
| 利益剰余金   |          |         |   |
|         | その他利益剰余金 |         |   |
|         | 繰越利益剰余金  |         |   |
|         | 当期首残高    | 509,212 |   |
|         | 当期変動額    |         |   |
|         | 剰余金の配当   | △21,000 |   |
|         | 当期純利益    | 244,987 |   |
|         | 当期変動額合計  | 223,987 |   |
|         | 当期末残高    | 733,200 |   |
| 利益剰余金合計 |          |         |   |
|         | 当期首残高    | 509,212 |   |
|         | 当期変動額    |         |   |
|         | 剰余金の配当   | △21,000 |   |
|         | 当期純利益    | 244,987 |   |
|         | 当期変動額合計  | 223,987 |   |
|         | 当期末残高    | 733,200 |   |

(単位：千円)

| 科 目                 | 金 額       |
|---------------------|-----------|
| 株主資本合計              |           |
| 当期首残高               | 852,412   |
| 当期変動額               |           |
| 剰余金の配当              | △21,000   |
| 当期純利益               | 244,987   |
| 当期変動額合計             | 223,987   |
| 当期末残高               | 1,076,400 |
| 評価・換算差額等            |           |
| その他有価証券評価差額金        |           |
| 当期首残高               | △99       |
| 当期変動額               |           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 47        |
| 当期変動額合計             | 47        |
| 当期末残高               | △52       |
| 評価・換算差額等合計          |           |
| 当期首残高               | △99       |
| 当期変動額               |           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 47        |
| 当期変動額合計             | 47        |
| 当期末残高               | △52       |
| 純資産合計               |           |
| 当期首残高               | 852,313   |
| 当期変動額               |           |
| 剰余金の配当              | △21,000   |
| 当期純利益               | 244,987   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 47        |
| 当期変動額合計             | 224,034   |
| 当期末残高               | 1,076,348 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
    その他有価証券  
        時価のあるもの  
            期末日の市場価格等に基づく時価法  
            (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
    商品  
        先入先出法による原価法  
        (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)  
    原材料  
        先入先出法による原価法  
        (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)  
        定率法  
            主な資産の耐用年数  
            建物                            10～15年  
            工具器具備品                4～8年
  - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)  
        自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。  
        のれんについては、5年間の均等償却をしております。
  - (3) リース資産  
        所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
        リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(残価保証の取決めがある場合は残価保証額)とする定額法を採用しております。  
        なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については通常の賃貸借取引に係わる方法に準じた会計処理によっております。
  - (4) 長期前払費用  
        均等償却
4. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
        債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
        従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - (3) 退職給付引当金  
        従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

## 5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

### (会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費が2,885千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ2,885千円増加しております。

### (貸借対照表に関する注記)

- |                                         |           |
|-----------------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                       | 641,563千円 |
| 2. 有形固定資産の減損損失累計額                       | 9,591千円   |
| 3. 有形固定資産の取得価額から保険差益額1,969千円が控除されております。 |           |

### (損益計算書に関する注記)

売上原価に含まれる労務費から補助金相当額である介護職員処遇改善加算を控除して計上しております。なお、控除額は80,567千円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における発行済株式の総数

普通株式 10,500株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決 議                       | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成24年6月25日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 21,000         | 2,000           | 平成24年3月31日 | 平成24年6月26日 |

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決 議                       | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|-------|----------------|-------|---------------------|------------|------------|
| 平成25年6月24日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 21,000         | 利益剰余金 | 2,000               | 平成25年3月31日 | 平成25年6月25日 |

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産(流動)

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 賞与引当金   | 50,217千円        |
| 未払事業税   | 13,037千円        |
| 未払社会保険料 | 7,341千円         |
| その他     | 1,850千円         |
| 計       | <u>72,447千円</u> |

繰延税金資産(固定)

|          |                  |
|----------|------------------|
| 退職給付引当金  | 32,211千円         |
| 減損損失     | 12,869千円         |
| 資産除去債務   | 7,319千円          |
| 繰延消費税等   | 2,843千円          |
| その他      | 259千円            |
| 計        | <u>55,503千円</u>  |
| 繰延税金資産合計 | <u>127,950千円</u> |

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両運搬具、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に介護事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

なお、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、大部分が介護保険制度に基づく債権であり、相手先が保険者（市町村及び特別区）であるため、リスクは微少であります。一方、個人負担額及びエンゼルケア事業の債権については、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、事業統括本部が主要な取引先の信用状況を把握するとともに、経理財務部で債権回収の期日管理を行い、回収懸念の早期把握に努めております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

事業計画及び各部署からの報告に基づき、経理財務部が適時に資金計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

|                            | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|----------------------------|------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金                 | 1,165,371        | 1,165,371 | —       |
| (2) 売掛金                    | 1,051,006        |           |         |
| 貸倒引当金 (※1)                 | △370             |           |         |
|                            | 1,050,635        | 1,050,635 | —       |
| (3) 投資有価証券                 | 759              | 759       | —       |
| (4) 長期貸付金                  | 21,581           | 22,936    | 1,355   |
| (5) 破産更生債権等                | 829              |           |         |
| 貸倒引当金 (※1)                 | △829             |           |         |
|                            | —                | —         | —       |
| (6) 敷金及び保証金                | 210,907          | 166,658   | △44,248 |
| (7) 会員権                    | 15,881           | 15,881    | —       |
| 資産計                        | 2,465,136        | 2,422,242 | △42,893 |
| (1) 買掛金                    | 152,753          | 152,753   | —       |
| (2) 短期借入金                  | 300,000          | 300,000   | —       |
| (3) 未払金                    | 310,538          | 310,538   | —       |
| (4) 未払法人税等                 | 145,560          | 145,560   | —       |
| (5) 未払消費税等                 | 11,972           | 11,972    | —       |
| (6) 預り金                    | 61,202           | 61,202    | —       |
| (7) 長期借入金<br>(1年以内返済予定を含む) | 501,149          | 504,437   | 3,288   |
| (8) 長期未払金<br>(1年以内返済予定を含む) | 67,797           | 61,840    | △5,957  |
| (9) リース債務<br>(1年以内支払予定を含む) | 105,695          | 100,418   | △5,276  |
| 負債計                        | 1,656,670        | 1,648,724 | △7,945  |

(※1) 売掛金、破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

時価の算定は、取引所の価格によっております。

#### (4) 長期貸付金

時価の算定は返済時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表計上額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(6) 敷金及び保証金

時価の算定は、合理的に見積りした敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

(7) 会員権

時価の算定は、取引業者から提示された価格によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等、  
(6) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (7) 長期借入金、(8) 長期未払金、(9) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入、割賦取引、又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

| 属性 | 氏名   | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関係内容       |            | 取引の内容                   | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(百万円) |
|----|------|-------------------|---------------|---------------------------|------------|------------|-------------------------|--------------|----|---------------|
|    |      |                   |               |                           | 役員<br>の兼任等 | 事業上<br>の関係 |                         |              |    |               |
| 役員 | 福原敏雄 | —                 | 当社代表取締役       | 52.3                      | —          | —          | 不動産賃貸<br>貸借に伴う被債務<br>保証 | 11,280       | —  | —             |

- (注) 1. 当社が賃借している事務所の賃借契約に対する連帯保証であり、保証料の支払い及び担保の提供はありません。  
2. 福原敏雄は当社の主要株主にも該当しており、当社の議決権を直接で12.7%、間接で39.6%保有しております。  
3. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 102,509円34銭  
2. 1株当たり当期純利益 23,332円16銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成25年4月26日開催の取締役会において、株式分割の実施、単元株制度の採用および定款の一部変更を決議いたしました。

1. 株式の分割の実施、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることで、投資家の皆様により投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

また、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、1株につき200株の割合をもって株式の分割を行うと同時に、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割および単元株制度の採用により、投資単位は実質的に2分の1になります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年6月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき、200株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 株式分割前の当社発行済株式総数 | 10,500株    |
| 今回の分割により増加する株式数 | 2,089,500株 |
| 株式分割後の当社発行済株式総数 | 2,100,000株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数  | 5,760,000株 |

(3) 分割の日程

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 基準日設定公告日  | 平成25年6月13日        |
| 基準日       | 平成25年6月30日        |
| 効力発生日     | 平成25年7月1日         |
| ※ 実質上の基準日 | は平成25年6月28日となります。 |

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年7月1日

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合における1株当たり情報は、以下のとおりであります。

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり当期純利益 | 116円66銭 |
|------------|---------|

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月20日

株式会社ケアサービス

取締役会 御中

### 京都監査法人

指定社員 公認会計士 高津靖史 ㊟  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 齋藤勝彦 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ケアサービスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月22日

株式会社ケアサービス 監査役会

常勤監査役 福 島 直 廣 ㊤

監 査 役 藤 好 優 臣 ㊤

監 査 役 吉 田 由 美 子 ㊤

(注) 監査役藤好優臣及び監査役吉田由美子の両氏は、いずれも会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

第22期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2,000円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、21,000,000円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月25日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化への対応及び法改正に伴い規定に従った表現に改めるため、現行定款第2条(目的)につき、事業の目的事項を追加及び一部変更するものであります。
- (2) 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第8条(単元未満株式についての権利)を新設し、条数の繰り下げ及び附則の変更を行うものであります。  
 なお、現行定款第5条(発行する株式の総数)及び第7条(単元株式数)につきましては、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づき、平成25年4月26日(金曜日)開催の取締役会において、平成25年7月1日(月曜日)を効力発生日として、発行可能株式総数を28,800株から5,760,000株に変更し、単元株制度を採用して1単元を100株とする旨の定款変更決議をしております。
- (3) その他、現行定款の表現等の統一及び字句の整備を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～31. (条文省略)</p> <p>32. 高齢者専用賃貸住宅の管理・運営</p> <p>33.～38. (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新 設)</p> <p>39. (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新 設)</p> | <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～31. (現行どおり)</p> <p>32. 高齢者向け賃貸住宅の管理・運営</p> <p>33.～38. (現行どおり)</p> <p><u>39. 情報提供サービス業</u></p> <p><u>40. 広告代理業</u></p> <p><u>41. マーケティング業</u></p> <p>42. (現行どおり)</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第8条～第30条 (条文省略)</p> <p>(第36条より移設)</p> <p>(第37条より移設)</p> <p>(第39条より移設)</p>                                                                                                                    | <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第9条～第31条 (現行どおり)</p> <p>(員 数)</p> <p>第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> |
| <p>第31条～第34条 (条文省略)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(員 数)</p> <p>第36条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第37条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> | <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(第40条へ移設)</p> <p>(第32条へ移設)</p> <p>(第33条へ移設)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

| 現 行 定 款                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>                                   |                                                                                                                         |
| <p>第38条 (条文省略)<br/>(任期)</p>                                                                                        | <p>第39条 (現行どおり)</p>                                                                                                     |
| <p>第39条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>                                            | <p>(第34条へ移行)</p>                                                                                                        |
| <p><u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(第35条より移設)</p>                           | <p><u>(監査役会規程)</u></p>                                                                                                  |
| <p>第40条～第41条 (条文省略)<br/>(会計監査人の選任方法)</p>                                                                           | <p>第40条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                    |
| <p>第42条 (条文省略)</p>                                                                                                 | <p>第41条～第42条 (現行どおり)<br/>(選任)</p>                                                                                       |
| <p>第43条 (条文省略)</p>                                                                                                 | <p>第43条 (現行どおり)</p>                                                                                                     |
| <p><u>(報酬等)</u></p>                                                                                                | <p>第44条 (現行どおり)</p>                                                                                                     |
| <p>第44条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>                                                                 | <p>(第46条へ移設)</p>                                                                                                        |
| <p>第45条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> | <p>第45条 <u>当社は、取締役会の決議によって会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の会社法第426条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める限度の範囲内で免除することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、<br/>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(第44条より移設)</p> <p>第46条～第49条 (条文省略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 第5条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げは、平成25年7月1日をもってその効力を生じるものとする。</p> <p>第2条 前条及び本条の規定は平成25年7月1日をもってこれを削除する。</p> | <p>2 当社は、<u>会計監査人との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第47条～第50条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 第5条の変更及び第7条の新設並びに<u>第8条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げは、平成25年7月1日をもってその効力を生じるものとする。</u></p> <p>第2条 (現行どおり)</p> |

### 第3号議案 監査役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役藤好優臣氏及び吉田由美子氏が任期満了となり、また、監査役福島直廣氏が辞任されますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ふじ よし まさ おみ<br>藤好優臣<br>(昭和19年3月13日生)     | 昭和49年2月 監査法人中央会計事務所入所<br>昭和54年6月 藤好公認会計士事務所開設<br>平成17年6月 当社監査役<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>藤好公認会計士事務所所長                                                                                        | 10株        |
| 2     | よし だ ゆみ こ<br>吉田由美子<br>(昭和24年10月18日生)     | 昭和62年1月 古田土公認会計士・税理士事務所(現税理士法人古田土会計)入所<br>平成3年1月 同事務所管理部長<br>平成15年12月 株式会社古田土経営専務取締役<br>平成21年6月 当社監査役<br>平成24年7月 株式会社古田土経営代表取締役専務<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社古田土経営代表取締役専務                 | -株         |
| 3     | ※<br>いし ざき とし お<br>石崎利生<br>(昭和24年8月15日生) | 昭和48年4月 京都セラミック株式会社(現京セラ株式会社)入社<br>平成7年2月 同社本社営業管理部長兼財務部長<br>平成13年7月 同社東京八重洲事業所審査部長<br>平成16年1月 京セラ(中国)商貿有限公司董事副總經理<br>平成25年5月 当社常勤顧問として入社<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>KCCSマネジメントコンサルティング株式会社顧問 | -株         |

(注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。

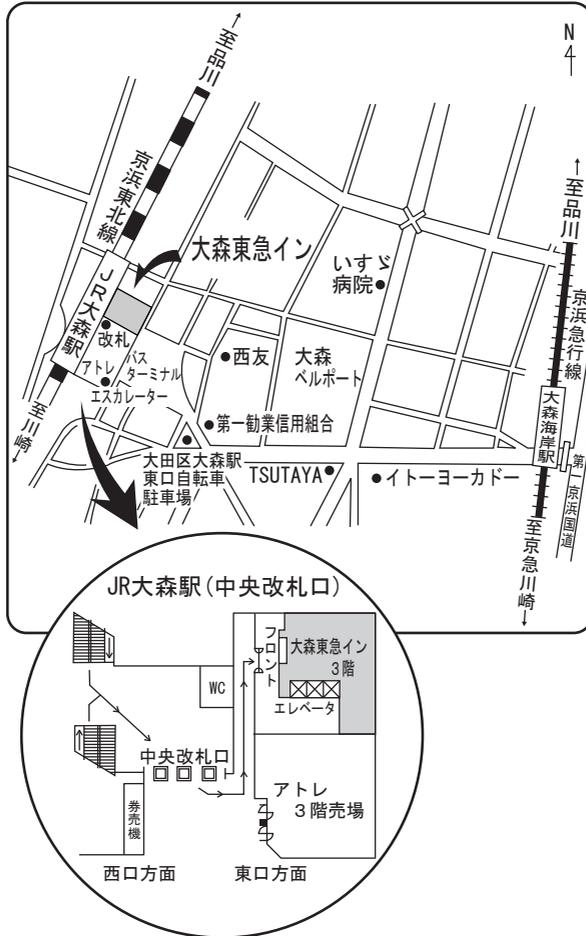
2. 当社は、吉田由美子氏が代表取締役専務を務める株式会社古田土経営の関連法人の税理士法人古田土会計に税務申告書の作成代行を、KCCSマネジメントコンサルティング株式会社に経営全般に関するコンサルティングを委託しております。その他各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 藤好優臣氏及び吉田由美子氏は社外監査役候補者であります。  
なお、藤好優臣氏及び吉田由美子氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 藤好優臣氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
5. 吉田由美子氏は、古田土公認会計士・税理士事務所に入所以来、数十社を超える中小企業の経営全般にわたる指導に従事している経験をいかしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
6. 藤好優臣氏の当社監査役在任期間は本総会終結の時をもって8年になります。
7. 吉田由美子氏の当社監査在任期間は本総会終結の時をもって4年になります。
8. 藤好優臣氏及び吉田由美子氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
9. 藤好優臣氏及び吉田由美子氏は、当社または当社の特定関係事業者からの多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
10. 藤好優臣氏及び吉田由美子氏は、当社の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
11. 社外監査役との責任限定契約を締結する予定はございません。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都大田区大森北一丁目6番16号  
大森東急イン 5階 「フォレストルーム」  
☎ 03 (3768) 0109



〈交通〉  
J R 京浜東北線／大森駅（中央改札口）下車 大森駅ビル内  
京浜急行線（普通）／大森海岸駅下車 徒歩約10分